

未定稿

森林整備事業のあらまし

－ 令和5年度補助制度の概要 －



～ 生きた森林づくりを目指して ～



岐阜県

目次

森林整備補助制度の位置づけ	1
森林整備事業の体系	2
森林整備事業の特徴	3
県単独嵩上の一覧表	6
森林区分と施業区分	8
森林環境保全直接支援事業	9
長期育成循環施業	11
鳥獣害防止施設等整備	13
作業道等作設指針	14
作業道の支援制度	15
森林整備事業等に関する協定	16
間伐関係事業一覧表(事業別・事業主体別)	17
伐採施業に対する事業別の補助対象年齢	18
森林整備事業計画	19
森林整備事業に係る用語の解説	20
森林整備事業標準単価	21

森林整備補助制度の位置付け

森林・林業基本法

(目的)

第1条 この法律は、森林及び林業に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(財政上の措置等)

第7条 政府は、森林及び林業に関する施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

森林法

(国庫の補助)

第193条 国は、都道府県に対し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、造林及び地域森林計画に定める林道の開設又は拡張につき、都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し都道府県が補助する費用の一部を補助する。

森林法施行令

第11条 法第193条の政令で定める者は、造林については次の各号に掲げる者とし、林道の開設又は拡張については第二号から第四号までに掲げる者とする。

- 一 森林所有者(次号から第五号までに掲げる者を除く。)
- 二 森林組合
- 三 生産森林組合
- 四 森林組合連合会
- 五 森林整備法人
- 六 法第十一条第五項の認定を受けた者(前各号に掲げる者を除く。)

(略)

第12条 法第193条の規定による造林に要する費用に関する国の補助は、次に掲げる額について行う。

一 都道府県が行う造林(農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。)にあつては、当該費用の額の10分の3(沖縄県にあつては、3分の2)に相当する額。

(略)

二 市町村又は前条各号に掲げる者が行う造林(農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。)にあつては、都道府県が10分の3(沖縄県にあつては、3分の2)を超える割合による補助をする場合におけるその補助に要する経費から10分の3(沖縄県にあつては、3分の2)を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額。

(略)

参考

○森林整備事業が「公共事業」に位置づけられる理由は？

- ・ 公共事業は一般に道路やダム工事などを考えますが、「私的な動機(利潤追求又は私生活の向上)による投資のみに委ねているときには国民経済社会の必要性からみてその存在量が不足するか、あるいは著しく不均衡になる等の望ましくない状態におかれるであろうと考えられる資本」の形成を政府が行う事業とされています。(目的=国土の保全)

○事後の申請(事業完了後に申請)が認められる理由は？

- ・ 主に以下の理由によります。
森林整備事業の箇所別計画は、その自然的、技術条件と施行主体の意向によって非常に変動しやすく、他の公共事業のようにあらかじめ確立性の高い設計を行うことが困難であるため。
交付件数が極めて多く、事業実施前の申請書の提出、補助金の交付決定、通知、完了後の竣工検査等は前記の事情から変更交付決定手続きが頻発することが予測され、事務量が膨大となるため。

森林整備事業の体系

(補助率)

森林整備事業	国補事業 (公共)	森林環境保全整備事業	森林環境保全直接支援事業	間伐・森林作業道等	4/10 (分収林 5/10)		経営	
		農山漁村地域整備交付金事業	機能回復整備事業	花粉発生源植替え(伐倒・植栽)	4/10		経営	
		県単独事業	環境保全林整備事業	除伐・間伐・更新伐 関連条件整備 不用木の除去 森林病虫害防除 修景等の環境保全 放置竹林の整備	10/10	(上限) 標準事業費以内		経営
	38,000 円/ha					290,000 円/ha		
	脱炭素社会に貢献する森林づくり事業		地拵え・植栽 鳥獣害防止施設整備 下刈り	10/10	(上限) 県が別途定める定額単価		経営	
	清流の国ぎふ森林・環境基金事業		里山林整備事業	危険木の除去 バッファゾーン整備 森林地域外危険木除去	2/3	(上限) 実行経費以内		(森林活用推進課)
	観光景観林整備事業	不用木の除去(伐採木の処理除く) 不用木の除去(伐採木の処理含む) 景観形成のための植栽 伐採木・枯損木等の搬出	10/10	(上限) 220,000 円/ha 500,000 円/ha 700,000 円/ha 7,000 円/m ³				
	国庫事業 (非公共)	自伐林家型地域森林整備事業	間伐・森林作業道等	1/2			経営	
		森林管理路緊急整備事業	作業路 幅員3.0m 幅員2.5m 幅員2.0m 歩道		(定額) 1,600 円/m 1,400 円/m 1,400 円/m 300 円/m		経営	
		作業道防災機能強化事業	排水及び路肩の補強等	1/2	(上限) 100,000 円/箇所		経営	
		森林作業道グレードアップ事業	路盤工及び排水工	1/2	(上限) 1,000,000 円/路線		経営	
		林業成長産業化森林整備事業(※)	原木低コスト供給対策事業	○間伐材生産 間伐 関連条件整備 ○低コスト再造林対策(※のみ) 一貫作業による再造林等 関連条件整備 被害森林の伐倒 下刈り		(上限) 県が別途定める定額単価以内		経営
						県が別途定める定額単価以内		
			○路網整備 林業専用道(規格相当) A区分 B区分 C区分 森林作業道 補強	定額	32,000 円/m以内 35,000 円/m以内 38,000 円/m以内 2,000 円/m以内 林業専用道(規格相当)の事業費の10%以内の額			
	森林保護事業	国補事業(非公共)	森林病虫害等駆除事業		3/4		経営	
単独事業		被害木駆除等促進事業	枯損木処理緊急整備事業	1/2		経営		
		獣害防除事業		1/2		経営		

森林整備事業（森林環境保全整備事業）の特徴 ～実績補助・標準単価・査定係数～

手続きの流れ

事業実施後に補助金の交付申請を行い、事業完了確認後に補助金の交付・確定が同時に行われます（更新伐・森林作業道（※）を除く）。

※森林作業道のうち森林経営計画に基づく場合は、事業実施後に交付申請を行うことができます。

● 森林整備事業の実施手続き(共通)

年度	時期	内容	森林所有者等		事業主体		農林事務所
前年度	① 11～12月頃	次年度事業要望の伝達	○	→	○		
	② 12月頃まで	事業予定書の提出			○	→	○
当年度	③ 4～6月頃	予定補助金額の通知			○	←	○
	④ 所長が定める日	事前計画書の提出			○	→	○

○ 事業実施後に交付申請を行う場合

年度	時期	内容	森林所有者等		事業主体		農林事務所
当年度	⑤ 随時	契約、事業実施・完了	○	→	○		
	⑥ 概ね四半期ごと	補助金交付申請書の提出			○	→	○
	⑦ 随時	審査			○	←	○
	⑧ 審査後すみやかに	補助金の交付決定通知			○	←	○
	⑨ 決定通知後随時	補助金の支払い	○	←	○	←	○

○ 事業実施前に交付申請を行う場合

年度	時期	内容	森林所有者等		事業主体		農林事務所
当年度	⑤ 随時	事業計画の提出			○	→	○
	⑥ すみやかに	承認通知			○	←	○
	⑦ 承認通知後随時	補助金交付申請書の提出			○	→	○
	⑧ すみやかに	補助金の交付決定通知			○	←	○
	⑨ 決定通知後随時	事業実施			○		
	⑩ 事業完了後速やかに	実績報告書の提出			○	→	○
	⑪ すみやかに	審査			○	←	○
	⑫ 審査後すみやかに	額の確定通知			○	←	○
	⑬ 通知後随時	補助金の支払い	○	←	○	←	○

標準単価

知事が施業区分ごとに単位面積当たりの標準的な事業単価を定め、これによって補助金額の算定を行います。
(一部事業を除く)

○主な標準単価□

区分		標準単価	内容	
育成単層林整備	人工造林	針葉樹	647,700 円/ha 伐採跡地等で行う地拵、針葉樹の植栽 (1,000本植)	
		広葉樹	631,000 円/ha 伐採跡地等で行う地拵、広葉樹の植栽 (1,000本植)	
		針葉樹 コンテナ苗	701,000 円/ha 伐採跡地等で行う地拵、針葉樹の植栽 (1,000本植)	
	下刈		180,900 円/ha	雑草木の除去
	雪起こし・倒木起こし		202,000 円/ha	倒伏木の倒木起こし
	枝打ち		198,000 円/ha	林木の枝葉の除去(2.0m以下、75%以上実施、2500本～)
	除伐		186,300 円/ha	刈払機を使用した不用木の除去、不良木の淘汰
	保育間伐		236,000 円/ha	適正な密度管理を目的として行う不用木の除去、不良木の淘汰
	定性間伐		256,100 円/ha	主林木の密度管理、不良木淘汰等のために行う伐採 (車両系10以上～20未満m ³ 搬出)
	列状間伐		221,600 円/ha	主林木の密度管理、不良木淘汰等のために行う伐採 (車両系10以上～20未満m ³ 搬出)
	更新伐		237,300 円/ha	複層林の造成を目的とした不用木除去、不良木淘汰 (単木、車両系10以上～20未満m ³ 搬出)
育成複層林整備	樹下植栽	針葉樹	134,000 円/ha 複層林造成のための樹下への針葉樹植栽 (500本植)	
		広葉樹	125,600 円/ha 複層林造成のための樹下への広葉樹植栽 (500本植)	
		針葉樹 コンテナ苗	160,700 円/ha 伐採跡地等で行う地拵、針葉樹の植栽 (500本植)	
	下刈		180,900 円/ha	雑草木の除去
	雪起こし・倒木起こし		119,200 円/ha	倒伏木の倒木起こし
	枝打ち		198,000 円/ha	林木の枝葉の除去(2.0m以下、75%以上実施、2500本～)
	除伐		186,300 円/ha	刈払機を使用した不用木の除去、不良木の淘汰
	保育間伐		236,000 円/ha	適正な密度管理を目的として行う不用木の除去、不良木の淘汰
	定性間伐		256,100 円/ha	主林木の密度管理、不良木淘汰等のために行う伐採 (車両系10以上～20未満m ³ 搬出)
列状間伐		221,600 円/ha	主林木の密度管理、不良木淘汰等のために行う伐採 (車両系10以上～20未満m ³ 搬出)	
付帯施設	鳥獣害防止施設等整備		71,100 円/ha 野生鳥獣による森林被害の防止のための施設整備 (忌避剤、2000本/ha～)	
	荒廃竹林整備		490,400 円/ha 周辺の森林を被圧しつつある竹林の整備、森林整備と一体的に実施するものに限る(2000本/ha～)	

査定係数

事業の種類、実施形態等に応じ、政策上の重要性による「査定」を行うため、国が定める係数を用いて補助金を算出します。

区分		間伐	更新伐	植栽・その他保育	内容
森林経営計画	特定間伐等促進計画				
あり	不問	170	170	170	経営計画の認定を受けたものが計画に基づき行う施業
なし	あり	170	170	170	計画策定者等※が当該計画に基づき行う施業

※ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に規定する特定間伐等促進計画で事業主体に位置づけられたもの

※ 「特に効率的な施業が可能な森林の区域」又は「特定植栽の実施を促進すべき区域」において実施する人工造林(2000本/ha以下)及び同施工地における3回目までの下刈りについては、査定係数を180とする

補助金額

補助金の計算は、次により行います

○補助金の算出

事業区分	補助金の計算方法
森林環境保全直接支援事業 環境林整備事業	<p>単価表単価 × 間接費率 × 実面積 × 査定係数 × 補助率</p>

注1 森林作業道は、森林作業道等標準単価により積算した額を標準経費とみなす。

2 以下の場合については、標準経費と実行経費を比較し、いずれか低い額を用いて補助金額を算出する。

- (1) 作業道等の開設（標準単価以外を適用した場合）・改良を事業主体が請負に付して実行した場合
- (2) ボランティア活動等により通常の労賃水準を著しく下回る報酬により行われた森林の整備
- (3) 市町村が請負に付して実行した場合

○間接費率

区分	間接費率
現場監督費(雇用労務により実施される場合または管理・監督の状況が明確に記録されている場合のみ)	21%
社会保険料等(加入状況に応じて)	0~18%

○計算例

①個人有林において、森林組合(間接費率39%)が受託により普通造林2.00haを実施した場合

(適用条件:針葉樹コンテナ苗、1,000本/ha、地拵えあり、森林経営計画あり)

・人工造林の単価表単価	=		=	701,000 円
・標準単価	=	701,000 円 × 間接費率1.39	=	974,300 円(百円未満切り捨て)
・標準事業費	=	974,300 円 × 面積2.00ha	=	1,948,600 円(円未満切り捨て)
・査定経費	=	1,948,600 円 × 査定係数170/100	=	3,312,620 円(円未満切り捨て)
・補助金額	=	3,312,620 円 × 補助率40%	=	1,325,048 円(円未満切り上げ)

②市町村が請負により普通造林2.00haを契約額1,500,000円で実施した場合

(適用条件:針葉樹、3,000本/ha、地拵えあり、森林経営計画あり)

・実行経費	=	1,500,000 円	=	1,500,000 円
・査定経費	=	1,500,000 円 × 査定係数170/100	=	2,550,000 円(円未満切り捨て)
・補助金額	=	2,550,000 円 × 補助率40%	=	1,020,000 円(円未満切り上げ)

※ただし、実行経費が標準事業費を上回った場合は、標準単価で算出した金額を助成する。

代理申請

事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができます。

①事務取扱手数料	実費の範囲内の額
②委任状	代理申請に際しては、事業主体の委任状を申請書に添付

年度区分

森林整備事業の補助の年度区分は、県の審査を合格した日の属する年度とします。

①実行と申請	事業完了後概ね1年以内のものは申請可能(ただし調査確認可能なものに限る)
--------	--------------------------------------

県単独嵩上の一覧表

I 森林環境保全直接支援事業

1 人工造林（再造林）、下刈り（1 齢級以内）、雪起こし（1 齢級以内）

条件	嵩上率（実質補助率）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林経営計画等に基づく施業であること ・ 施業予定地が市町村森林整備計画において木材生産林に区分された森林 	85%以内

条件	嵩上率（実質補助率）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林経営計画等に基づく施業であること ・ 施業予定地が市町村森林整備計画において木材生産林に区分された森林 ・ 主伐・再造林推進ガイドラインに基づき主伐を実施するまでに協定締結等を行い植栽を実施した森林（市町村が5%以上の嵩上げを実施するもの） 	95%以内

条件（気象害等による特殊地帯）	嵩上率（実質補助率）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林経営計画等に基づく施業であること ・ 施業予定地が市町村森林整備計画において木材生産林に区分された森林 ・ 2年以内に植栽による更新を行うこと。 	85%以内

2 森林作業道（開設及び改良）

条件（人工造林）	嵩上率（実質補助率）
人工造林（再造林）の施業予定地が市町村森林整備計画において木材生産林に区分された森林又は区分される予定の森林（区分される予定の森林は市町村長が証明書類が必要）	80%以内
複数の事業体等が共同で森林経営計画を策定し、森林作業道を整備する場合	85%以内

条件（間伐・更新伐）	嵩上率（実質補助率）
森林経営計画区域内の搬出施業（間伐・更新伐）の計画面積の合計	1ha以上 80%以内
複数の事業体等が共同で森林経営計画を策定し、森林作業道を整備する場合	1ha以上 85%以内

3 鳥獣被害防護施設

条件	嵩上率（実質補助率）
新植、補植と一体的に設置する忌避剤、幼齢木保護、防護柵	100%以内

※ 実質補助率（国補助、義務県費、県単独嵩上の合計補助率）

県単独嵩上の一覧表

II 林業成長産業化森林整備事業

1 一貫作業による人工造林（再造林）、末木枝条集材

条件	嵩上率（実質補助率）
<ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ苗を使用し、1haあたりの植栽本数が原則1,000本以上、おおむね2,000本以内の再造林 ・原木市場等に燃料用チップ材として出荷した末木枝条にかかる集材 	85%以内

条件	嵩上率（実質補助率）
<ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ苗を使用し、1haあたりの植栽本数が原則1,000本以上、おおむね2,000本以内の再造林 ・原木市場等に燃料用チップ材として出荷した末木枝条にかかる集材 ・主伐・再造林推進ガイドラインに基づく協定締結等を行い植栽を実施した森林 	95%以内

2 被害森林の伐倒・造材

条件	嵩上率（実質補助率）
<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況を確認できる資料を添付のうえ知事へ協議し、承認された森林の伐倒・造材 	50%以内

3 鳥獣被害防護施設

条件	嵩上率（実質補助率）
<ul style="list-style-type: none"> 新植、補植と一体的に設置する幼齢木保護、防護柵 	100%以内

※ 実質補助率（国補助、県単独嵩上の合計補助率）

森林区分と施業区分

森林区分

育成林	育成単層林	林木を一度に全部伐採し、人為（植栽、下刈、間伐等）により単一の樹冠層の森林として成立・維持する施業が行われている森林
	育成複層林	林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層の森林（施業の過程で一時的に単層となる森林を含む。）として成立・維持する施業が行われている森林
天然生林		主として天然力を活用することにより成立・維持する施業が行われている森林

施業区分

育成単層林整備	人工造林		単層人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽
	下刈り		植栽等により更新した単層林で行う雑草木の除去
	雪起こし		植栽等により更新した単層林で行う雪圧倒伏木の倒木起こし
	倒木起こし		植栽により更新した単層林で行う火災、気象災、病虫害等による倒伏木の倒木起こし
	枝打ち		林木の枝葉の除去
	除伐		下刈りが終了した林分において行う不用木の除去、不良木の淘汰
	保育間伐		適正な密度管理を目的として行う不用木の除去、不良木の淘汰
	間伐		適正な密度管理を目的として行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積
	更新伐		育成複層林の造成を目的として行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積
育成複層林整備	樹下植栽等	樹下植栽	育成複層林の造成を目的として行う地拵え、樹下への植栽
		更新作業	天然更新による森林の育成を目的として行う地表かき起こし、不用萌芽の除去
	下刈り		植栽等により更新した複層林で行う雑草木の除去
	雪起こし		植栽等により更新した複層林で行う雪圧倒伏木の倒木起こし
	倒木起こし		植栽により更新した複層林で行う火災、気象災、病虫害等による倒伏木の倒木起こし
	枝打ち		下層木の枝葉の除去
	除伐		下刈りが終了した林分において行う不用木の除去、不良木の淘汰
	保育間伐		適正な密度管理を目的として行う不用木の除去、不良木の淘汰
	間伐		適正な密度管理を目的として行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積
更新伐		育成複層林の育成を目的として行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積	
付帯整備	鳥獣害防止施設等整備		森林整備と一体的に実施する野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制限を図るための鳥獣害防止施設等の整備
	荒廃竹林整備		森林整備と一体的に実施する周辺森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備（皆伐）
森林作業道整備			森林整備と一体的に実施する作業道の開設及び改良

森林環境保全直接支援事業

～面的まとまりをもって持続的な森林経営を行う方への直接支援～

事業の趣旨

森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより利用期を迎えつつある森林資源を活用し持続的な森林経営を実現します。

事業主体

県、市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人(林業公社)、特定非営利法人等(森林法施行令第11条第7号に掲げる者)、協業体(森林法施行令第11条第8号に規定する森林所有者の団体)、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において事業主体に位置づけられた者、森林経営管理法第36条第2項の規定により県が公表した民間事業者

間伐・更新伐については、特定間伐等促進計画において事業主体に位置づけられた者が実施する場合は、集約化実施計画の対象森林に限る。

事業内容

①森林整備 1施行地0.1ha以上

区分	補助対象年齢												採択基準等		
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XII	13～18		19～20	
育成単層林整備	人工造林														1,000本/ha以上植栽
	下刈	■													2 年齢級では原則 1 回
	雪起こし	■	■	■	■	■									本数被害率30%以上
	倒木起こし			■	■	■	■								火災、気象災、病虫害等による倒伏木が対象
	枝打ち			■	■	■	■								枝下高8mまで、生枝の打幅が1m以上
	除伐			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	天然林:12年齢級以下
	保育間伐			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	年齢級にかかわらず平均胸高直径18cm未満の林分
	間伐			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	過密林間伐 13～18年齢級 間伐率30%以上。経営計画による場合は、標準伐期齢の2倍まで対象
育成複層林整備	樹下植栽等	樹下植栽			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	上層木の年齢級 1,000本/ha×伐採率程度以上
		更新作業													更新伐実施後2年以内
	下刈り	■	■	■	■	■								下層木の年齢級 2 年齢級以上では原則 1 回	
	雪起こし	■	■	■	■	■								本数被害率30%以上	
	倒木起こし			■	■	■	■							火災、気象災、病虫害等による倒伏木	
	枝打ち			■	■	■	■							下層木の年齢級	
	除伐			■	■	■	■								下層木の年齢級
	間伐			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	間伐率30%以上
	更新伐	整理伐										■	■	■	標準伐期齢に2を乗じた林齢 天然林の質的・構造的改善を目的とするもの。伐採率70%以上(経営計画による場合はこの限りでない)
		人工林整理伐										■	■	■	人工林において天然更新を図るもの。伐採率50%以下
	長期育成循環										■	■	■	長期育成循環施業事業計画書に基づくもの。伐採材積率40%以下	

(注) 補助等により除伐、間伐、更新伐を実施した場合は、その翌年度から5年以上を経過しなければ除伐、間伐、更新伐を実施し補助金の申請をすることができない。

②森林作業道整備

森林整備の実施に必要な作業道の開設及び改良

③付帯施設等整備

森林整備と一体として行う下記の整備

鳥獣害防止施設	ネット等取付、忌避剤塗布、幼齢木保護、防護柵
荒廃竹林整備	周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備（皆伐）

補助金額

① 補助率

分収林等：補助率 = 標準単価により査定した経費の 5/10（国 3/10、県 2/10）

上記以外：補助率 = 標準単価により査定した経費の 4/10（国 3/10、県 1/10）

② 査定係数

170・・・森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画（以下「森林経営計画等」）に基づき行う事業
180・・・「特に効率的な施業が可能な森林の区域」又は「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画等に基づき行う人工造林（2000本/ha以下）及び同施工地における3回目までの下刈り

③ 作業道等開設事業　　〔標準経費又は実行経費（請負の場合）〕 × 査定係数 × 補助率

④ 付帯施設整備　　〔標準経費又は実行経費〕 × 査定係数 × 補助率

長期育成循環施業

事業の趣旨

皆伐→新植の施業を見直し、一定の林齢に達している森林において、伐期の長期化を図りつつ、一斉人工林から多様な森林へと誘導します。

対象地域

①	10齢級以上の人工林が、個別林分型では概ね2ha以上、モザイク林誘導型は概ね10ha以上まとまって所在する森林。
②(1)	多様な森林整備を特に重点的に推進すべき地域として森林環境保全整備事業計画に明示され、かつ森林所有者が市町村に同意書を提出していること。
(2)	市町村と森林所有者との間で、長期育成循環施業の実施に係る協定等が締結されていること。
③	更新伐実施翌年度から起算して2年以内に更新に必要な処置を行うこと。
④	更新伐(個別林分型)を実施した森林は、実施翌年度から最低15年間は長期育成循環施業協定または森林環境保全整備事業計画に定める当該森林が維持すべき立木材積を下回ることとなる伐採は行わないこと。
⑤	更新伐(モザイク林誘導型)を実施した森林は、実施年度から5年間は伐区の隣接区域で更新伐を行わないこと。
⑥	更新伐を実施する森林は、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していないこと。

対象事業

森林環境直接支援事業、特定森林再生事業(森林緊急造成、被害森林整備、保全松林緊急保護整備)

事業内容

区分	内容
①樹下植栽等	上層木が10齢級以上の人工林において行う地拵え、樹下への苗木植栽、地表かき起こし、下層植生の保全等。
②更新伐	人工林で、上層木が10齢級以上18齢級以下又は標準伐期齢の2倍の林齢以下の林分の不用木の除去等。 ただし、実施翌年度から起算して2年以内に更新に必要な措置を講じること。
個別林分型	伐採方法は定性又は列状とし、伐採率は概ね40%以下とする。 部分的に残存木の間隔が樹高の2倍までの帯状・群状の伐採ができる。 ただし、実施翌年度から起算して最低15年間は当該森林が維持すべき立木材積を下回ることとなる伐採は行わないこと。
モザイク林誘導型	区域内における伐採面積の合計は概ね区域面積の33%以下かつ森林所有者ごとに概ね50%以下とし、1伐区の面積は概ね1ha以下とする。 ただし、実施翌年度から起算して5年間は伐区の隣接区域において更新伐は行わないこと。

補助金

①補助率

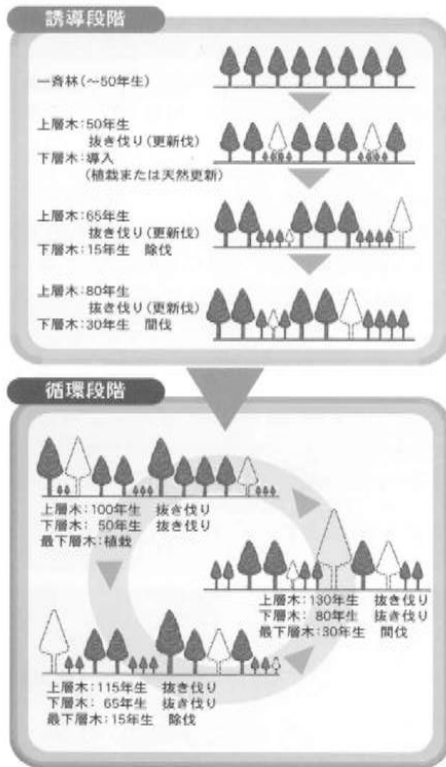
分収林等：補助率 = 標準単価により査定した経費の 5/10(国3/10、県 2/10)
 上記以外：補助率 = 標準単価により査定した経費の 4/10(国3/10、県 1/10)

②査定係数

170・・・森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画(以下「森林経営計画等」)に基づき行う事業
 170・・・森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班(以下「森林経営計画対象林班」)内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班内で森林経営計画に基づき行うものと一体的に行うもの

○長期育成循環施業とは？

抜き伐りを繰り返し、複層状態(循環状態)の森林へ誘導する施業です。



○タイプ別の施業例



○どんなメリットが？

- 補え付けにかかる経費負担を分散できます。
 - ☺ ちょっとずつ補えよう
 - ☹ いっぺんに補えるのは大変
- 下刈りコストの低減が期待できます。
 - 下刈りが生かすにいくから 労力が少なくて済むから
- 大径木を生産できます。
- 山をハダカにしません。
 - 災害を防ぐ!
 - 水を貯め!

公益的な働きをいつも発揮できるよ

Q&A

Q 更新伐の実施後は下層植生の導入をどのように図ればよいのですか。

A 更新伐は、複層林を造成・育成するための上層木の抜き伐りのため、2年以内に更新に必要な作業を行うことが実施の条件となります。本県では、更新は原則植栽によることとしています。

鳥獣害防止施設等整備

～シカ等の鳥獣害を防止するための施設等の整備～

対象事業

森林環境保全直接支援事業、原木低コスト供給対策事業(※テープ巻のみ)、林業成長産業化森林整備事業、特定森林再生事業(森林緊急造成、被害森林整備、保全松林緊急保護整備)

対象地域

人工造林等森林施業と一体的に実施する箇所

事業内容

区分	内容	本体事業
①剥皮防護資材 (ネット等取付)	300本以上/ha、ネット等の高さが140cm以上 根張り部分が隠れるよう設置	樹下植栽、間伐、枝打ち、更新伐
②防護柵	高さ：1.8m以上 網の目合：半目10cm以下	植栽(樹下植栽を含む)、下刈り、雪起こし、除伐、間伐、枝打ち
③忌避剤	コニファー相当品、ランテクター相当品	植栽(樹下植栽を含む)、下刈り、雪起こし
④幼齢木保護 (ネットまたはチューブ)	ヘキサチューブ等幼齢木保護材 (植栽木を1本毎に保護材で覆う)	植栽(樹下植栽を含む)、下刈り、雪起こし

補助金額

○補助率 森林整備の算出方法に準じます。

※森林環境保全直接支援事業による植栽と一体で実施するシカ防護柵、忌避剤、幼齢木保護については、実質補助率100%

※林業成長産業化森林整備(資源高度利用型施業)による植栽と一体で実施するシカ防護柵、幼齢木保護については、県が別途定める定額単価の範囲内で実質補助率100%

(参考)

県単独事業

事業内容	クマ剥ぎ等の被害を防止するためのテープ等防除用具の設置
事業主体	森林組合、森林所有者、森林管理者
要件	間接補助事業者:市町村
対象森林	民有林(1施行地がテープ巻の場合0.1ha以上、防護柵の場合100m以上あること)
実施率	テープ巻きは1ha当たり概ね1,000本以上、防護柵は100m以上(共に林齢の制限なし)
補助率	県1/2、市町村1/4、その他1/4

岐阜県森林作業道作設指針（概要）

設計の考え方	内容（抜粋）
目的	間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる道
設計車両	林内作業車、2 t積トラック程度
幅員	幅員は、傾斜や導入する作業システムに応じて2.5~3.0mを目安とし、作業を行う区間に限り必要最小限の余裕(0.5m程度)を付加することができる。
曲線部	急勾配区間と曲線部の組合せは避けるものとし、やむを得ない場合は、曲線部を拡幅するなど通行の安全を確保するものとする。また、S字カーブを連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設ける。
縦断勾配	概ね18%以下とする。やむを得ない場合は短区間に限り25%程度とする。マサ土地域などの砂質土では7%以下を基本とする。
横断勾配	原則として路面の横断勾配は水平
待避所・車廻し・作業スペース	適切に配置する。
切取	土砂は、6分を標準とする。 岩は、3分を標準とする。 ただし、直切の可否は、土質、近傍の現場の状況などから判断する。
盛土	盛土高が2m以下は、法勾配を概ね1割より緩い勾配とする。 盛土高が2mを超える場合は1割2分より緩い勾配とする。 盛土高5mを超える場合は5mごとに小段を設ける。 ただし、保安林や砂防法等の指定地では、該当法令における基準を適用する。 盛土のり面のすり付き先は現地で発生した枝葉や丸太などの集積物ではなく地山などの安定した場所とする。
排水施設	排水施設は路面の縦断勾配、延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。 小溪流の横断は、原則洗い越しとする。
簡易構造物等	丸太組工、ふとんかご等の構造物は、現地条件に応じた規格又は構造の施設を設置する。
路盤工	必要な箇所に施工する。
コンクリート路面工	必要な箇所に施工する。

森林作業道等の支援制度

事業名	森林環境保全直接支援事業(公共事業)	・原木低コスト供給対策事業 ・林業成長産業化森林整備事業(非公共事業)	森林管理路緊急整備事業(県単独事業)	自伐林家型地域森林整備事業(県単独事業)	作業道防災機能強化事業(県単独事業)	森林作業道グレードアップ事業(県単独事業)
事業内容	森林作業道の開設・改良	林業専用道(規格相当)、森林作業道、関連条件整備	森林管理路の開設	森林作業道の開設	森林作業道の排水施設及び路肩の補強等	既設作業道の継続的利用及び輸送能力の向上を目的とした高規格化
条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・1路線100m以上 ・森林施業1ha以上(改良は0.1ha以上) ・森林経営計画等区域内であること。 ・岐阜県作業道等開設研修修了者を設置すること。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・開設は1路線100m以上 ・森林施業予定地に近接し、当該面積1ha以上(補強、森林作業道は0.1ha以上) ・生産基盤強化区域もしくは効率的施業区域内であること。 ・岐阜県作業道等開設研修修了者を設置すること。 ・林業専用道(規格相当)の区分分けは審査会の確認を受けること。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・1路線50m以上300m以下 ・国庫補助事業等の採択要件を満たさないもの(予算の都合上国庫補助事業で採択できなかったものを含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1路線50m以下 ・施業と同一年度の開設であること ・国庫補助事業の採択要件を満たさないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林作業道台帳が整備されていること。 ・下流に人家等の保全対象があり、災害の危険性が高まっている作業道であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既設森林作業道の路盤工(路盤強化、拡幅等)及び排水工
事業(実施)主体	県、市町村、森林組合、森林整備法人、NPO、森林所有者の団体、森林経営計画または森林施業計画の認定を受けた者 等	市町村、森林整備法人、選定経営体	県、市町村、森林組合、森林整備法人、NPO、森林所有者の団体、森林経営計画または森林施業計画の認定を受けた者 等	森林所有者、森林所有者から委託を受けた者	作業道の管理主体(市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林経営計画策定者 等)	森林作業道の管理者又は管理者から委任を受けた者
構造・規格	岐阜県森林作業道作設指針による	林業専用道(規格相当):岐阜県林業専用道作設指針による 森林作業道:岐阜県森林作業道作設指針による	岐阜県森林作業道作設指針による	岐阜県森林作業道作設指針による	岐阜県森林作業道作設指針による	岐阜県森林作業道作設指針による
補助金額	森林作業道利用区域内で搬出施業面積が1ha以上ある場合80% 複数の事業体等が共同で森林経営計画を策定し、森林作業道を整備する場合85%	林業専用道(規格相当)定額以内 A区分:32,000円/m以内 B区分:35,000円/m以内 C区分:38,000円/m以内 補強 林業専用道(規格相当)の事業費の10%以内の額 森林作業道 2,000円/m以内	作業路(定額補助)幅員 3.0m:1,600円/m 2.5m:1,400円/m 2.0m:1,400円/m 作業歩道(定額補助)幅員 0.6m以上:300円/m	標準単価に事業量を乗じた額の1/2以内	実行経費の1/2(上限) 100,000円/箇所	路盤工:2,600円/m 排水工:24,000円/箇所
申請方式	・事後申請方式(予め計画書の提出が必要)	・事前申請方式(予め計画書の提出が必要)	・事後申請方式(予め計画書の提出が必要)	・事後申請方式(予め計画書の提出が必要)	・事前申請方式(予め計画書の提出が必要)	・事前申請方式(予め計画書の提出が必要)

森林整備事業等に関する協定

協定の名称	対象事業	制限等	協定事項◎関係法令
長期育成循環施業協定 〔上層木が90年生になるまで〕	森林環境保全直接支援事業 〔更新伐〕	1. 更新伐（個別林分型）実施林では、15年間一定規模以上の伐採の禁止 2. 更新伐（サテライト林誘導型）実施林では、伐区の隣接区域では5年間更新伐禁止 3. 更新伐実施後2年以内に更新に必要な措置実施 4. 更新伐実施林では、過去5年以内に国庫補助事業（間伐等）を実施していないこと	1. 森林の区域及びその面積 2. 長期的な森林の取り扱いの基本方針 3. 森林施業の方法及び時期に関する事項 4. 協定の遵守及び違反した場合の措置に関する事項 5. その他必要事項 ◎長期育成循環施業の実施について
施業実施協定 〔10年〕	森林環境保全直接支援事業		1. 施業実施協定の目的となる森林の区域及びその面積 2. NPO法人が行う森林施業の種類、実施方法、時期 3. 前号の事項の実施に必要な作業路網等の施設の設置及び維持運営に関する事項 4. 協定の有効期限 5. 協定に違反した場合の措置 ◎森林法第10条の11の3
事業の実施に関する協定 〔10年以上〕	環境保全林整備事業 〔清流の国ぎふ森林・環境基金事業〕	1. 実施の翌年度から10年以内に、対象森林を森林以外の用途へ転用しない 2. 実施の翌年度から10年以内に、立木竹の全面伐採除去を行わない	1. 協定の期間 2. 対象森林の所在、面積等 3. 整備の内容 4. 費用の負担 5. 当事者の義務 6. 災害等による損害 7. 協定の継承等 8. 協定の失効 9. 疑義の決定
事業の実施に関する協定 〔20年以上〕	脱炭素社会に貢献する森林づくり事業 〔清流の国ぎふ森林・環境基金事業〕	1. 実施の翌年度から20年以内に、対象森林を森林以外の用途へ転用しない 2. 実施の翌年度から20年以内に、立木竹の全面伐採除去を行わない	◎岐阜県環境保全林整備事業実施要領 ◎岐阜県脱炭素社会に貢献する森林づくり事業実施要領 ※事業主体の長、市町村長、森林所有者の三者契約
主伐・再造林推進ガイドラインに基づく協定書又は推進宣言書	・森林環境保全直接支援事業 ・林業成長産業化森林整備事業 ・脱炭素社会に貢献する森林づくり事業		1. 伐採事業者・造林事業者の連携による実施 2. 伐採に関する事項 3. 造林に関する事項 4. 伐採事業者等の責務 ◎岐阜県森林整備事業実施要領 ◎林業成長産業化森林整備事業費補助金（間伐材生産・資源高度利用型施業）事務取扱要領 ◎岐阜県脱炭素社会に貢献する森林づくり事業実施要領

間伐関係事業一覧表(事業別・事業主体別)

事業名		事業主体	面積・搬出要件			補助率	申請時期	
			1施行地	1申請団地	搬出材積			
国庫補助事業	森林環境保全整備事業	森林環境保全直接支援事業	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業関係公社、NPO等、森林所有者の団体、森林経営計画等の認定を受けた者、ほか	0.1ha以上	0.1ha以上	10m ³ /ha以上	68% [分収林85%]	事後申請
	原木低コスト供給対策事業		市町村、森林整備法人、選定経営体のうち事業計画に明記された事業主体	0.1ha以上 事業実施面積の過半から搬出が必要	-	10m ³ /ha以上	定額	事前申請
	林業成長産業化森林整備事業							
県単独事業	清流の国ぎふ森林・環境基金事業	環境保全林整備事業	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、その他知事が認める者 ※協定締結が必要	0.1ha以上	-	-		
	自伐林家型地域森林整備事業		森林所有者、森林所有者から委託を受けた者	0.05ha以上	0.1ha以上	下限なし	50%	事後申請

伐採施業に対する事業別の補助対象年齢

年齢	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	事業概要	
森林環境保全直接支援事業（公共造林）	保育間伐																			<ul style="list-style-type: none"> 3～12年齢級の人工林又は胸高直径18cm未満の林分で実施する不用木の除去・淘汰
	間伐											経営計画による場合は標準伐期齢の2倍まで								<ul style="list-style-type: none"> 3～12年齢級の人工林で実施する間伐及び搬出 収量比数が0.6より大きいと判断できる場合のみ実施可能
												過密林間伐								<ul style="list-style-type: none"> 13～18年齢級のスギ・ヒノキ人工林で実施する間伐及び搬出
												更新伐 〔整理伐〕								<ul style="list-style-type: none"> 天然林の質的・構造的な改善を目的として10～18年齢級の林分で行う抜き伐り 伐採率は概ね70%以上とする
												更新伐 〔人工林整理伐〕								標準伐期齢に2を乗じた林齢以下 <ul style="list-style-type: none"> 人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的に行う10～18年齢級の抜き伐り 伐採率は主林木の概ね50%以下 平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採が可能 市町村森林整備計画において、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に該当する林分では実施不可
											更新伐 〔長期育成循環施業〕								<ul style="list-style-type: none"> 森林経営計画の対象森林であり、10年齢級以上の人工林が個別林分型では概ね2ha以上、モザイク林誘導型では概ね10ha以上まとまって所在する人工林で行う抜き伐り 森林環境保全整備事業計画において重点実施地域として明示され、森林所有者が市町村に同意書を提出 ただし、明示されていない地域は、市町村と森林所有者が長期育成循環施業協定を締結 	
原 木 低 コ ス ト （ 非 公 共 ）	搬出間伐											過密林間伐								<ul style="list-style-type: none"> 12年齢級以下の林分の不用木の除去、不良木の淘汰 18年齢級以下の林分で行う過密林間伐
林 業 成 長 産 業 化 （ 非 公 共 ）	搬出間伐											過密林間伐								<ul style="list-style-type: none"> 12年齢級以下の林分の不用木の除去、不良木の淘汰 18年齢級以下の林分で行う過密林間伐
（ 環 境 税 林 ）	除伐	間伐										過密林間伐								<ul style="list-style-type: none"> 3～12年齢級の人工林及びこれらと一体的に整備が必要な森林で実施する除伐、間伐、更新伐等 水源地域周辺や急傾斜地等における水源涵養の機能、土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、また、里山林等における快適環境形成機能、保健・文化機能、生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として区分された森林 市町村・森林所有者・事業主体との間で協定を締結した森林であること
	更新伐																			
自 伐 林 家	森林環境保全直接支援事業に準ずる																			

※ 更新伐は、森林経営計画および森林施業計画においては「主伐」となるため、認定基準上の林齢に達している必要があります

森林整備事業計画

市町村名	事務所名	森林環境保全整備事業計画					備考
		森林環境保全整備事業					
		地域名	計画期間	森林環境保全 直接支援事業	環境林整備事 業	林業専用道整 備事業	
高山市	飛騨	宮・庄川	2 ~ 6	○	○		
飛騨市	飛騨	宮・庄川		○			
白川村	飛騨	宮・庄川		○			
3	1			3			
美濃加茂市	可茂	飛騨川	4 ~ 8	○	○		
坂祝町	可茂	飛騨川		○			
富加町	可茂	飛騨川		○			
川辺町	可茂	飛騨川		○			
七宗町	可茂	飛騨川		○			
八百津町	可茂	飛騨川		○		○	
白川町	可茂	飛騨川		○			
東白川村	可茂	飛騨川		○			
下呂市	下呂	飛騨川		○			
9	2			9	1		
御嵩町	可茂	木曾川	5 ~ 9	○	○		
可児市	可茂	木曾川		○			
多治見市	東濃	木曾川		○			
瑞浪市	東濃	木曾川		○			
土岐市	東濃	木曾川		○			
中津川市	恵那	木曾川		○			
恵那市	恵那	木曾川		○		○	
7	3			7	1		
本巣市	岐阜	揖斐川	31 ~ 5	○	○		
大垣市	西濃	揖斐川		○			
海津市	西濃	揖斐川		○			
養老町	西濃	揖斐川		○			
垂井町	西濃	揖斐川		○		○	
関ヶ原町	西濃	揖斐川		○			
揖斐川町	揖斐	揖斐川		○		○	
大野町	揖斐	揖斐川		○			
池田町	揖斐	揖斐川		○			
9	3			9	2		
岐阜市	岐阜	長良川	3 ~ 7	○	○		
各務原市	岐阜	長良川		○			
山県市	岐阜	長良川		○			
関市	中濃	長良川		○			
美濃市	中濃	長良川		○			
郡上市	郡上	長良川		○			
6	3			6			
34		計		34	-	4	

○事業評価について

事前評価 ……事業着手前年度
完了後の評価 ……事業完了後5年後

森林整備事業に係る用語の解説

用語	解説
地域森林計画	民有林を対象として、県知事が5年ごとに立てる10カ年の計画。岐阜県は、木曾川、揖斐川、宮・庄川、長良川、飛騨川の5計画
市町村森林整備計画	市町村内の地域森林計画対象森林を対象として、市町村長が5年ごとに立てる10カ年の総合的な整備計画。
森林環境保全整備事業計画	市町村森林整備計画の達成に資するものとして、森林環境保全直接支援事業、林業専用道整備事業等について県知事が作成する5カ年の事業計画。
森林経営計画	森林法に基づき、森林所有者または森林経営を受託した者が、林班または隣接する複数の林班を対象に森林の経営に関する5カ年の計画を作成し、市町村長の認定を受けるもの。
特定間伐等促進計画	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき市町村が作成することができる特定間伐等の実施の促進に関する計画。
森林の機能	地域森林計画において、森林の有する機能を「木材等生産」「水源かん養」「山地災害防止」「生活環境保全」「保健文化」の5つに区分して、森林簿に表示している。
査定係数	造林の種類や地域の実情に応じて定められた政策上のウェイトづけの係数のこと。森林整備の推進方向に沿った事業の計画的な実施を図る上で、重要な役割を果たしている。森林施業計画が立てられているか等により係数が定められている。
間接費	○現場監督費 現場労働者の管理等のために必要な費用で、雇用労務により実施される場合および実質的な管理・監督の状況が明確に記録されている場合のみ加算できる。 ○社会保険料等 労災保険、雇用保険等の加入状況に応じ加算できる。
手数料	森林組合等は、実費の範囲内で事務取扱手数料を徴収することができる。手数料は補助金交付申請書の作成、提出、補助金受領、その他事務処理に必要な経費とする。
標準伐期齢	市町村森林整備計画において平均成長量が最大となる年齢を基準として定められる林齢で、標準的な伐採（主伐）時期としての指標、制限林の伐採規制等に用いられる。（その林齢での伐採を促すものではない）
長伐期施業	標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢で主伐を行う施業のこと。市町村森林整備計画において市町村長が指定した森林、または自主的に行う。
協業体	森林法施行令第11条の8に規定される団体で、森林所有者が主たる構成員となっており、農林水産大臣が定める基準に従った規約を有しているもの。

令和5年度 森林整備事業 標準単価

資料-1

(単層林)

作業内容等		区分		単価 (円/ha)	摘要	
人工造林	地拵え及び植栽 (通常苗使用)	樹種	植栽本数/ha	単価(円)	1,000本/haから3,000本以上まで500本毎に設定	
		針葉樹	1,000本	647,700		
		広葉樹	1,000本	631,000		
	地拵え及び植栽 (コンテ苗使用)	樹種	植栽本数/ha	単価(円)	1,000本/haから3,000本以上まで500本毎に設定	
		針葉樹	1,000本	701,000		
	地拵え及び植栽 (生分解性ポット苗使用)	樹種	植栽本数/ha	単価(円)	1,000本/haから3,000本以上まで500本毎に設定	
		針葉樹	1,000本	708,200		
下刈	対象齢級	対象齢級	単価(円)	1 齢級については、毎年実施可能。 2 齢級以上については、1 回のみ。 2 齢級以上で 2 回以上実施する場合は、別途調査資料必要。		
	1~2 齢級	下刈り	180,900			
		薬剤下刈り ギャップ微粒剤相当品	265,500			
		薬剤下刈り フロック粒剤相当品	85,300			
雪起こし	対象齢級	対象齢級	単価(円)	植栽木本数の30%以上が倒伏した区域で実施した場合に補助対象		
	1 齢級		202,000			
		2 齢級	232,300			
		3~5 齢級	328,300			
倒木起こし	対象齢級	対象齢級	単価(円)			
	3~5 齢級		202,000			
枝打ち	(2.0m以下)	対象齢級	林内生育本数/ha	単価(円)	生枝の打幅が1m以上 生枝の打幅の中間点が地上から2.0m以下 ・この単価例は実施率75%以上	
		3~6 齢級	2,500本以上	198,000		
			2,100~2,499本	166,300		
			1,800~2,099本	142,500		
	(2.0m超える)	対象齢級	林内生育本数/ha	単価(円)	生枝の打幅が1m以上 生枝の打幅の中間点が地上から2.0m超 ・この単価例は実施率75%以上	
		3~6 齢級	2,500本以上	235,700		
			2,100~2,499本	198,000		
			1,800~2,099本	169,700		
除伐	使用機械	対象齢級	単価(円)			
	刈払機	3~5 齢級	186,300			
保育間伐	使用機械	対象齢級	単価(円)			
	チェーンソー	3~7 齢級	236,000			
間伐	伐採方法	方法等	対象齢級	搬出材積m3	単価(円)	伐採率(本数)30%以上
	定性間伐	車輛系	間伐 3~12 齢級 過密林 13~18 齢級	10未満	192,000	
				10以上~20未満	256,100	
				20以上~30未満	320,200	
				30以上~40未満	384,300	
				40以上~50未満	448,400	
				50以上~60未満	512,600	
				60以上~70未満	576,700	
				70以上~80未満	640,800	
				80以上~90未満	704,900	
		90以上	769,100			
		架線系	間伐 3~12 齢級 過密林 13~18 齢級	10未満	192,000	
				10以上~20未満	268,900	
				20以上~30未満	345,800	
				30以上~40未満	422,700	
				40以上~50未満	499,600	
				50以上~60未満	576,500	
				60以上~70未満	653,400	
				70以上~80未満	730,300	
	80以上~90未満			807,300		
	90以上	884,200				
	車輛系	間伐 3~12 齢級 過密林 13~18 齢級	10未満	166,900		
			10以上~20未満	221,600		
			20以上~30未満	276,200		
			30以上~40未満	330,900		
			40以上~50未満	385,500		
			50以上~60未満	440,200		
			60以上~70未満	494,900		
70以上~80未満			549,500			
80以上~90未満			604,200			
90以上			668,900			

	列状間伐	架線系	間伐 3~12齡級 過密林 13~18齡級	90以上	658,800			
				10未満	166,900			
				10以上~20未満	231,800			
				20以上~30未満	296,700			
				30以上~40未満	361,600			
				40以上~50未満	426,500			
				50以上~60未満	491,400			
				60以上~70未満	556,200			
				70以上~80未満	621,100			
				80以上~90未満	686,000			
更 新 伐	伐採方法	方法等	対象齡級	搬出材積m3	単価(円)	天然林整理伐 伐採率70%以上 人工林整理伐 伐採率30%以上~50%以下 (長期育成モザイク以外) 伐採材積率 40%以下 (長期育成モザイク) 皆伐面積1ha未満 ※更新伐後2年以内に樹下植栽等を実施すること。 (花粉発生源植替えモザイク) 花粉発生源となっているスギ又はヒノキ人工林が補助対象となる。 ※植栽は花粉症対策品種のコンテナ苗により行うこと。		
				10未満	173,200			
	10以上~20未満	237,300						
	20以上~30未満	301,400						
	単木	車輛系	・更新伐 10~18齡級 ・長期育成循環施業 10~18齡級	30以上~40未満	365,600			
				40以上~50未満	429,700			
				50以上~60未満	493,800			
				60以上~70未満	557,900			
				70以上~80未満	622,100			
				80以上~90未満	686,200			
				90以上	750,300			
				架線系	・更新伐 10~18齡級 ・長期育成循環施業 10~18齡級		10未満	173,200
							10以上~20未満	250,100
							20以上~30未満	327,000
	30以上~40未満	403,900						
	40以上~50未満	480,800						
	50以上~60未満	557,800						
	60以上~70未満	634,700						
	70以上~80未満	711,600						
	80以上~90未満	788,500						
	90以上	865,400						
	列状・帯状 ・郡状・ モザイク状	車輛系	・更新伐 10~18齡級 ・長期育成循環施業 10~18齡級	10未満	150,600			
				10以上~20未満	205,300			
				20以上~30未満	259,900			
				30以上~40未満	314,600			
				40以上~50未満	369,200			
				50以上~60未満	423,900			
				60以上~70未満	478,500			
				70以上~80未満	533,200			
				80以上~90未満	587,900			
				90以上	642,500			
		架線系	・更新伐 10~18齡級 ・長期育成循環施業 10~18齡級	10未満	150,600			
				10以上~20未満	215,500			
				20以上~30未満	280,400			
				30以上~40未満	345,300			
				40以上~50未満	410,100			
				50以上~60未満	475,000			
				60以上~70未満	539,900			
				70以上~80未満	604,800			
				80以上~90未満	669,700			
90以上				734,600				

(複層林)

作業内容等		区分		単価 (円/ha)	摘要
更新作業	地表かき起こし			329,100	
	不用萌芽除去			350,900	
樹下植栽	植栽のみ (普通苗使用)	樹種	対象齡級	植栽本数/ha	単価(円)
		針葉樹	上層木	500本	134,000
		広葉樹	10~18齡級	500本	125,600
	植栽のみ (コンテナ苗使用)	樹種	対象齡級	植栽本数/ha	単価(円)
		針葉樹	上層木	500本	160,700
			10~18齡級		

	植栽のみ (生分解性ポット 苗使用)	樹種	対象年齢	植栽本数/ha	単価(円)	500本/haから1,500本以上まで500本 毎に設定
		針葉樹	上層木 10~18年齢	500本	164,200	
下刈		対象年齢	対象年齢		単価(円)	1年齢については、毎年実施可能。 2年齢以上については、1回のみ。 2年齢以上で2回以上実施する場合は、別途調査資料必要。
		1~2年齢	下刈り		180,900	
			薬剤下刈り ザイロン微粒剤相当品		265,500	
			薬剤下刈り フロック粒剤相当品		85,300	
雪起こし		対象年齢	対象年齢		単価(円)	植栽木本数の30%以上が倒伏した区 域で実施した場合に補助対象
		1年齢			119,200	
		2年齢			140,700	
		3~5年齢			172,000	
倒木起こし		対象年齢	対象年齢		単価(円)	
		3~5年齢			119,200	
枝打ち	(2.0m以下)	対象年齢	林内生育本数/ha		単価(円)	生枝の打幅が1m以上 生枝の打幅の中間点が地上から2.0 m以下 ・この単価例は実施率75%以上
		3~6年齢	2,500本以上		198,000	
			2,100~2,499本		166,300	
			1,800~2,099本		142,500	
	(2.0m超える)	対象年齢	林内生育本数/ha		単価(円)	生枝の打幅が1m以上 生枝の打幅の中間点が地上から2.0 m超 ・この単価例は実施率75%以上
		3~6年齢	2,500本以上		235,700	
			2,100~2,499本		198,000	
			1,800~2,099本		169,700	
除伐		使用機械	対象年齢		単価(円)	
		刈払機	3~5年齢		186,300	
保育間伐		使用機械	対象年齢		単価(円)	
		チェーンソー	3~7年齢		236,000	
間伐	伐採方法	方法等	対象年齢	搬出材積m3	単価(円)	伐採率(本数)30%以上
	定性間伐	車両系	間伐 3~12年齢	10未満	192,000	
				10以上~20未満	256,100	
				20以上~30未満	320,200	
				30以上~40未満	384,300	
				40以上~50未満	448,400	
				50以上~60未満	512,600	
				60以上~70未満	576,700	
				70以上~80未満	640,800	
		80以上~90未満	704,900			
		90以上	769,100			
		架線系	間伐 3~12年齢	10未満	192,000	
				10以上~20未満	268,900	
				20以上~30未満	345,800	
				30以上~40未満	422,700	
				40以上~50未満	499,600	
				50以上~60未満	576,500	
	60以上~70未満			653,400		
	70以上~80未満			730,300		
	80以上~90未満	807,300				
	90以上	884,200				
	列状間伐	車両系	間伐 3~12年齢	10未満	166,900	
				10以上~20未満	221,600	
				20以上~30未満	276,200	
				30以上~40未満	330,900	
				40以上~50未満	385,500	
				50以上~60未満	440,200	
		60以上~70未満	494,900			
70以上~80未満		549,500				
80以上~90未満		604,200				
90以上		658,800				
架線系		間伐 3~12年齢	10未満	166,900		
			10以上~20未満	231,800		
	20以上~30未満		296,700			
	30以上~40未満		361,600			
	40以上~50未満		426,500			
	50以上~60未満		491,400			
60以上~70未満	556,200					
70以上~80未満	621,100					
80以上~90未満	686,000					
90以上	750,900					

(付帯施設整備)

作業内容等	区分	単価	摘要
クマ・シカ被害防除	剥皮防護資材	単価(円)	
		ネット等取付	747,500円/ha 1,000本/ha
シカ防除	忌避剤塗布	薬剤等	単価(円)
		コニファー水和剤相当品	71,100円/ha 塗布本数2,000本/ha
		ラシカ水和剤相当品	80,700円/ha 塗布本数2,000本/ha
		カジラン水和硫黄剤相当品	64,000円/ha 塗布本数2,000本/ha
	防護柵	スカートネットあり	19,700円/10m
		スカートネットなし	16,300円/10m
	幼齢木保護材	保護材	単価(円)
		ネットタイプ	2,029,600円/ha 2,000本/ha
		チューブタイプ(1本支柱)	1,681,400円/ha 2,000本/ha
		チューブタイプ(耐雪仕様)	2,015,300円/ha 2,000本/ha
		生分解性チューブタイプ(生分解性:チューブ)	1,848,300円/ha 2,000本/ha
生分解性チューブタイプ(生分解性:チューブ、支柱)	2,325,300円/ha 2,000本/ha		
荒廃竹林整備		490,400円/ha 2,000本/ha	

(気象害等による特殊地拵え)

作業内容等	区分	単価	摘要
特殊地拵え (2年以内に植栽による更新を行うことを条件とする)	車両系	50未満	1,503,900円/ha
		50以上~100未満	1,693,200円/ha
		100以上~150未満	1,882,500円/ha
		150以上~200未満	2,071,800円/ha
		200以上~250未満	2,261,100円/ha
		250以上~300未満	2,450,400円/ha
		300以上~350未満	2,639,700円/ha
		350以上~400未満	2,829,000円/ha
	400以上	3,018,300円/ha	
	架線系	50未満	1,503,900円/ha
		50以上~100未満	1,744,400円/ha
		100以上~150未満	1,984,800円/ha
		150以上~200未満	2,225,300円/ha
		200以上~250未満	2,465,700円/ha
		250以上~300未満	2,706,200円/ha
		300以上~350未満	2,946,700円/ha
350以上~400未満		3,187,100円/ha	
400以上	3,427,600円/ha		

※ (参考: 補助金の計算方法)

補助金 = 単価 × (1 + (間接費率(21%~39%以内)) × 事業量 × 査定係数(170) × 補助率(4/10))

(注1) 間接費率については、現場作業員の雇用状況、社会保険等の加入状況により変動します。

(注2) 単価・補助率等は、補助金算定のために国及び県が定めたものであり、各種社会状況及び情勢等により変更すること

(注3) 森林組合等に代理申請の依頼をされる場合、森林組合等に委託又は、林業事業体等に5年以上の長期の委託をされる場合は、別途手数料等が生じる場合があるので依頼先又は委託先にお問い合わせください。

(注4) 施業を実施する前に、補助制度等の概要を御確認ください。(申請事務手続相談は県現地機関、または申請事務を代理する森林組合、施業を委託する森林組合、林業事業体等に事前相談してください。)

森林整備事業に対する質問、ご意見などございましたら、下記の岐阜県各機関までお問い合わせください。

岐阜農林事務所 林業課（森林整備係） 電話 058-214-7409 FAX 058-215-7034

※所管する森林地域：岐阜市、各務原市、山県市、本巣市

西濃農林事務所 林業課（林務係） 電話 0584-73-1111 FAX 0584-73-8606

※所管する森林地域：大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町

揖斐農林事務所 林業課（森林整備係） 電話 0585-23-1111 FAX 0585-22-6725

※所管する森林地域：揖斐川町、大野町、池田町

中濃農林事務所 林業課（森林整備係） 電話 0575-33-4011 FAX 0575-33-4060

※所管する森林地域：関市、美濃市

郡上農林事務所 林業課（林務係） 電話 0575-67-1111 FAX 0575-67-0961

※所管する森林地域：郡上市

可茂農林事務所 林業課（森林整備係） 電話 0574-25-3111 FAX 0574-28-5301

※所管する森林地域：美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町

東濃農林事務所 林業課（林務係） 電話 0572-23-1111 FAX 0572-23-9440

※所管する森林地域：多治見市、瑞浪市、土岐市

恵那農林事務所 林業課（森林整備係） 電話 0573-26-1111 FAX 0573-25-1501

※所管する森林地域：中津川市、恵那市

下呂農林事務所 林業課（森林整備係） 電話 0576-52-3111 FAX 0576-52-1483

※所管する森林地域：下呂市

飛騨農林事務所 林業課（森林整備係） 電話 0577-33-1111 FAX 0577-36-4000

※所管する森林地域：高山市、飛騨市、白川村

岐阜県庁 森林経営課（整備係） 電話 058-272-1111 FAX 058-278-2706

※岐阜県内全般